

遺産分割の前提問題

事前に訴訟で確定

遺産分割の前提として、相続人の範囲と遺産の範囲を確定しなければなりません。

相続人の範囲は、通常は戸籍で明らかになりますが、被相続人との身分関係、たとえば婚姻や離婚の無効、縁組や離縁の無効、親子関係の不存在などの争いがある場合、新たに相続人が生じることや、遺産分割時の戸籍上相続人であった者が相続人でなくなることがあります。

遺産分割は共同相続人の全員によりなされなければならない、また相続人以外の者は参加できず、これに反した遺産分割は無効となります。戸籍上明らかな相続人を除外した遺産分割はもとより無効ですが、遺産分割後に被相続人との身分関係の無効が確認された場合でも、本来の相続人が参加しなかったり、相続人でない者が遺産分割に参加したことになるので遺産分割は無効となってしまいます。

また、遺産の範囲についても、遺産の一部を脱漏、除外したり、遺産でない財産を遺産分割の対象とした場合、その遺産分割の効力に問題が生じます。相続人全員が合意の上、遺産の一部を分割することは有効ですが、残余の遺産についてあらためて遺産分割を要します。遺産の一部を除外した遺産分割は、一部分割として許容される余地もありますが、遺産分割の対象とされなかった遺産の存在が分かっていたら全く異なった遺産分割がされていたという事情が認められる場合には無効とされるでしょう。遺産でないものが遺産分割の対象とされた遺産分割審判の事案について、最高裁は「前提たる権利の存在が否定されれば、分割の審判もその限度で効力を失う」と判示しています（最高裁昭和41・3・2）。

以上のような問題を回避するために、遺産分割の時点で相続人と認められるか否かについて争いがある場合、遺産に含まれるか否かについて争いがある場合は、遺産分割の前提として、その真否を確定しておく必要があります。

家庭裁判所は遺産分割審判の中で遺産分割の前提事実について判断することもできますが、訴訟により審判と異なる判断が確定した場合には訴訟の判断が優先するので、家庭裁判所の審判は効力を失い、前提問題の解決につながらないことになります。そこで、実務では、遺産分割の前提事実争いがある場合には、まず訴訟で確定させるという取扱いがなされています。

